

令和6年広審第5号

裁 決
旅客船A岸壁衝突事件

受 審 人 a
職 名 A船長
海技免許 三級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の三級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

- 1 事件発生 of 年月日時刻及び場所
令和5年7月23日15時25分
香川県坂手港
- 2 船舶の要目
船種 船名 旅客船A
総トン数 5,110トン
全 長 131.76メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出 力 6,610キロワット

3 事実の経過

(1) 設備

Aは、1機1軸の可変ピッチプロペラ、バウ及びスタンスラスターを装備した旅客定員が620人の船首船橋型鋼製旅客船兼自動車渡船で、船首端から20メートル後方、左舷舷側から17メートル右方の船橋上部にGPSアンテナを設置し、ウイングまでを室内に含む船橋には、操舵スタンド、機関遠隔操縦装置、バウ及びスタンスラスター遠隔操縦装置及びレーダー2台並びに右舷ウイングに舵、機関、バウ及びスタンスラスター各遠隔操縦装置がそれぞれ備えられていた。

(2) 坂手港坂手第2岸壁

坂手第2岸壁（以下「第2岸壁」という。）は、坂手港の北東部に位置し、東側の陸岸から岸壁法線が270度（真方位、以下同じ。）長さ100メートルの岸壁並びに同法線に沿って長さ幅各5メートルの第1、第2及び第3ドルフィンが7メートル間隔で築造され、同岸壁東端から10メートル西方に長さ15メートルの受衝板付防舷材を設け、南西方に開いた港口を形成していた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか14人が乗り組み、旅客284人を乗せ、車両65台を積載し、船首4.3メートル船尾4.8メートルの喫水をもって、阪神港神戸区に向かう予定で、令和5年7月23日15時20分第2岸壁を出船右舷着けの状態から全ての係留索を放して離岸を開始した。

ところで、a受審人は、平素、第2岸壁を出港する際、全ての係留索を放し、バウスラスターを左方及び機関を極微速力前進にかけ、右舷船尾部を岸壁の受衝板付防舷材に押し当てて機関を停

止し、船首を岸壁から離れた後、右舵15度を取って機関を極微速力前進にかけ、右舷船尾が岸壁から5メートル離れたことを確認した後、左舵15度を取り、機関を微速力前進にかけて左転し、港外に向けて出港していた。

a 受審人は、甲板員を操舵スタンドに、機関長を機関遠隔操縦装置に、三等航海士及び甲板員2人を船首に、二等航海士及び甲板員2人を船尾にそれぞれ配置し、自身は右舷ウイングで操船に当たり、15時23分船首を岸壁から離し、右舵15度を取り、機関を極微速力前進にかけ、15時24分僅か過ぎ大角鼻灯台から326度1.6海里地点に当たる4号防波堤南西端の4号防波堤航路標識（以下「基点」という。）から148度60メートルの地点で、船首が250度を向き、1.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）となったとき、左舵15度を取って機関を微速力前進にかけ、左転を始めた。

左転を始めたとき、a 受審人は、右舷船尾が第2岸壁まで2メートルとなり、その後同岸壁に向かう状況となったが、風の影響もほとんどなかったため、右舷前方と岸壁との見え具合から、いつものように船尾は岸壁から離れているものと思い、船尾方を目視して岸壁との距離を把握するなど、右舷船尾と岸壁との横距離の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、船尾が第2岸壁に向かって続航し、15時25分僅か前二等航海士から報告を受け、右舷船尾至近に迫った第1ドルフィンを確認して右舵一杯としたものの、及ばず、15時25分基点から096度70メートルの地点において、Aは、船首が231度を向き、2.7ノットの速力となったとき、その右舷船尾部が同ドルフィンに衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北東風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、右舷船尾部外板に凹損を伴う擦過傷を生じたが、のち修理され、第1ドルフィンに傾斜及び上部コンクリートに欠損等を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件岸壁衝突は、坂手港において、第2岸壁を離岸して港外に向ける際、右舷船尾と岸壁との横距離の確認が不十分で、船尾が同岸壁に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、坂手港において、第2岸壁を離岸して港外に向ける場合、船尾が同岸壁に衝突することのないよう、船尾方を目視して岸壁との距離を把握するなど、右舷船尾と岸壁との横距離の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、風の影響もほとんどなかったため、右舷前方と岸壁との見え具合から、いつものように船尾は岸壁から離れているものと思い、右舷船尾と岸壁との横距離の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、船尾が第2岸壁に向かう状況となったことに気付かないまま進行して同岸壁の第1ドルフィンへの衝突を招き、船体及び岸壁にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の三級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年7月24日

広島地方海難審判所

審判長 審判官 井 手 則 義

審判官 永 本 和 寿

審判官 岩 崎 欣 吾